

10人槽以下の浄化槽管理(設置)者の皆様

浄化槽



法定検査

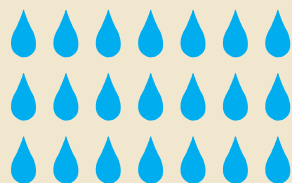
を受けましょう。

ご存知ですか？

浄化槽の法定検査は
使用されている方の
義務なんです！

浄化槽の保守点検・清掃が正しく
行われているか、浄化槽が正常に
機能しているかを確認するため、
年に1回の不可欠な検査です。
毎年必ず受検してネ！

ホタルからも
お願いします



広島県では、受検手続を契約書によって行っています。
まだ契約されていない方は、**早めに契約してくださいネ！**

法定検査受検手続き・お問い合わせ先

公益社団法人 広島県浄化槽維持管理協会

〒730-0025 広島市中区東平塚町3番28号

TEL 082-546-2168 FAX 082-249-8019

浄化槽に関する情報は、
県の環境情報サイト
「eco ひろしま」にも掲載しています。

www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i4-jyoukaso.html

みなできれいな水環境を守りましょう！

浄化槽博士
ほたるちゃん